

須賀川市国民健康保険に係る一部負担金の徴収猶予及び免除の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項に規定する一部負担金の徴収猶予及び免除（以下「免除等」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(徴収猶予)

第2条 市長は、一部負担金の支払又は納付の義務を負う世帯主が、次の各号のいずれかに該当したことによりその生活が困難となった場合において必要と認めるときは、その申請により、6か月以内の期間に限って、一部負担金の徴収を猶予する。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、若しくは障がい者となり、又は住家に全半壊、全半焼若しくはこれに準ずる重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- (4) 前3号に掲げる事由に類する事由があったとき。

(免除)

第3条 市長は、世帯主が前条各号のいずれかに該当したことによりその生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、その申請により、一部負担金の支払を免除することができる。なお、収入の減少の認定に当たっては、次の各号のいずれにも該当する世帯を対象とする。

- (1) 入院療養を受ける被保険者の属する世帯
- (2) 世帯主及び当該世帯に属する被保険者（以下「世帯主等」という。）の収入の額の合計額が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号から第3号までに定める保護のための保護金品に相当する金額の合計額に1,000分の1,155を乗じて得た額（以下「生活保護基準」という。）以下であり、かつ、預貯金が生活保護基準の3か月分以下である世帯

2 一部負担金の免除の期間は、療養に要する期間を考慮することとし、1か月単位で更新し、3か月までを標準とする。

3 前項の期間は3か月までに制限するものではないが、療養に要する期間が長期に及ぶ場合は、被保険者の生活実態に留意しつつ、必要に応じ、適切な福祉施策の利用が可能となるよう福祉部局との連携を図ることとする。

(免除等の申請)

第4条 一部負担金の免除等を受けようとする世帯主等は、須賀川市国民健康保険一部負担金免除等申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、徴収猶予については、急患その他緊急やむを得ない特別の理由がある者は、当該申請書を提出することができるに至った後に、直ちに提出するものとする。

- (1) 医師の診断書(第2条第1号及び第3条第1項の場合)
- (2) 罹災証明書(第2条第1号及び第3条第1項の場合)
- (3) 収入申告書(第2条第2号、第3号及び第3条第1項の場合)
- (4) 資産申告書(第2条第2号、第3号及び第3条第1項の場合)
- (5) 同意書(第2条第2号、第3号及び第3条第1項の場合)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(審査)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は内容を審査し、必要があると認めるときは、法第113条及び法第113条の2の規定により、関係者に資料等の提供等を求めることができる。

(免除等の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による審査をし、その適否を決定したときは、須賀川市国民健康保険一部負担金(徴収猶予・免除)決定通知書(第2号様式)又は須賀川市国民健康保険一部負担金(徴収猶予・免除)却下通知書(第3号様式)により、当該申請者に対して通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により、免除等を決定したときは、速やかに当該申請者に対し、須賀川市国民健康保険一部負担金免除等証明書(第4号様式。以下「証明書」という。)を交付するものとする。

(免除等証明書の提示)

第7条 一部負担金免除等の措置を受けた者が保険医療機関等について療養の給付を受けようとするときは、前条の証明書を被保険者証に添えて、当該保険医療機関

等に提出しなければならない。

(一部負担金の還付)

第8条 免除対象期間において、保険医療機関等に一部負担金を支払った場合は、国民健康保険一部負担金還付申請書(第5号様式。以下「還付申請書」という。)に支払った一部負担金の領収書又は額を確認する書類及び次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 証明書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(還付の決定通知)

第9条 市長は、前条の還付申請書を確認し、その支払いの可否を決定したときは、国民健康保険一部負担金還付決定通知書(第6号様式)により申請者に対し通知するものとする。

(免除等の取消し)

第10条 市長は、一部負担金の徴収猶予の措置を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その徴収猶予をした一部負担金の全部又は一部について、その徴収猶予を取り消し、その全部又は一部を徴収するものとする。

(1) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不相当であると認められるとき。

(2) 一部負担金の納入を不当に免れようとする行為があったと認められるとき。

2 市長は、虚偽の申請その他の不正行為により一部負担金の免除を受けた世帯主等がある場合においてこれを発見したときは、直ちに当該一部負担金の免除を取り消すものとする。この場合において、被保険者が既に保険医療機関等で療養の給付を受けているときは、市長は直ちに免除によりその支払を免れた額を当該世帯主等から徴収するものとする。

3 市長は、前項の規定により免除等を取り消したときは、須賀川市国民健康保険一部負担金免除等取消通知書(第7号様式)により、当該世帯主等及び当該保険医療機関等に通知するものとする。

(変更の届出)

第11条 申請者は、申請に係る事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の届出があったときは、直ちに当該一部負担金の免除等を変更するものとする。この場合において、被保険者が既に保険医療機関等で療養の給付を受けているときは、市長は直ちに免除等によりその支払を免れた額を当該世帯主等から徴収するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により免除等を変更したときは、須賀川市国民健康保険一部負担金免除等変更通知書（第8号様式）により、当該世帯主等及び当該保険医療機関等に通知するものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
（須賀川市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び免除取扱い要綱の廃止）
- 2 須賀川市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び免除取扱要綱（平成23年6月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月8日から施行し、改正後の須賀川市国民健康保険に係る一部負担金の徴収猶予及び免除の取扱いに関する要綱の規定は、令和3年2月13日から適用する。

